

沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金交付要綱

令和5年7月11日
保医第238号
令和5年12月22日
一部改正
令和6年3月28日
一部改正
令和7年3月26日
一部改正
令和7年7月22日
一部改正

(通則)

第1条 沖縄県医療施設等物価高騰対策支援事業における沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号）」及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、エネルギー価格等の物価高騰により食材料費・光熱水費等の負担が増える中で、物価高騰の影響を価格転嫁できない保険診療等を行う医療施設等に対し補助金を交付し、継続的に必要な地域医療を提供することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、申請時点で事業を継続しており、次の各号の施設を開設又は管理する者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき開設の届出を行っている病院、診療所（歯科診療所を含む。）及び助産所（入所施設を有し、分娩を取り扱う施設に限る。）
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設
- (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定に基づき開設し

ている施術所のうち、受領委任取扱施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っている施設

2 次の各号に掲げる項目に該当するものは、前項の規定に関わらず交付の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が開設、運営する施設等（国又は地方公共団体から独立した会計で運営されている施設を除く。）
- (2) 保険診療、保険施術を取り扱わない（保険外診療・施術のみ取り扱う）施設等
- (3) 社会福祉施設内診療所、企業内診療所等であって、原則として特定の者を対象とする施設等
- (4) 令和6年4月1日以降に開設した施設

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び基準額は、別表のとおりとする。

2 知事は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

（補助金の申請方法）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金精算交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の補助金精算交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金交付要件確認書（様式第2-1号）
- (2) 補助金負担増加額計算書（様式第2-2号）
- (3) 補助金誓約書兼同意書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の書類の提出を受けた場合であって、当該書類に不備があるときは、申請者に対し、相当な期間を定めて補正を求めることができる。

（交付決定）

第6条 知事は前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書により、当該申請をした者に補助金の交付決定額を通知する。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 補助金における実績報告は、第5条に定める補助金精算交付申請書（様式第1号）をもって代えるものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 補助金の額の確定は、第6条をもって代えるものとし、これをもって補助決定額の確定とする。確定通知は、同条第1項に定める補助金交付決定通知書をもって代えるものとする。

- 2 知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するに当たり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

(補助金の交付)

第9条 知事は、前条の額の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、第6条の規定による補助金交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときは、通知を受けた日から起算して20日以内に、補助金交付申請取下書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事が申請書等を受理した後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、第4項に定める期限までに補正が行われないうときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- 3 知事が交付決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、補助事業者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- 4 前2項の補正の期限は、補正を求めた日の翌日から起算して5開庁日後とする。
- 5 知事は、第2項又は第3項の規定に基づき、申請が取り下げられたものとみなしたことについて、申請者にその旨を通知する。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) この要綱に規定する補助金の交付要件を欠くこととなったとき。
- (4) その他本要綱に反したとき。
- (5) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続す

る必要がなくなったとき。

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第 2 項の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 知事は前 2 項の場合において、第 1 項第 1 号から第 4 号の場合を除き、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第 1 項から前項までの規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(証拠書類の保管)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(検査及び報告)

第 13 条 知事は、補助金の適正な執行の確保のため、必要に応じて補助事業者に対して、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 14 条 補助事業者等は、補助金の交付を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団の排除)

第 15 条 次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 自己又は自社の役員等(役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。)が、次のいずれかに該当するもの。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法

律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団 (法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

関係者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 11 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 12 月 22 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 3 月 28 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 26 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 7 月 22 日から施行し、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

施設区分A	補助金の算出方法	補助対象経費	病床数区分・施設区分B	基準額
病院又は5床以上の病床を有する診療所	令和6年6月から令和7年3月までの補助対象経費の単価が令和3年度、令和4年度又は令和5年度同期間比で増加したことによる負担増加額の合計額から、本補助金の補助対象経費にかかる地方公共団体等の補助分を控除した額と病床数区分に応じた基準額とのいずれか低い額を交付する。 ただし、算定した交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	食材料費 電気・ガス・水道代 ガソリン・重油代 診療材料費等 （ただし、消費税及び地方消費税額分を除く。） 補足：診療材料費は病院及び歯科・歯科診療所において1回ごとに消費する診療材料に係る経費	5～19床	33万2千円
			20床～	病床数×2万3千円
その他施設	令和6年6月から令和7年3月までの補助対象経費の単価が令和3年度、令和4年度又は令和5年度同期間比で増加したことによる負担増加額の合計額から、本補助金の補助対象経費にかかる地方公共団体等の補助分を控除した額と施設区分Bに応じた基準額とのいずれか低い額を交付する。 ただし、算定した交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	電気・ガス・水道代 ガソリン・重油代 診療材料費等 （ただし、消費税及び地方消費税額分を除く。）	医科診療所 ※無床又は5床未満の病床を有する診療所	21万7千円
			歯科診療所	6万4千円
			助産所	13万2千円
			薬局	11万8千円
			柔道整復師施術所	2万2千円
			あんま・はり・きゅう施術所	7千円

※1 令和6年6月から令和7年3月までの補助対象経費の単価が令和3年度、令和4年度又は令和5年度同期間比で増加したことによる負担増加額に対して補助金を交付するものであるため、比較する過年度の実績のない令和6年4月1日以降に開設した施設は補助対象外。

※2 補助対象経費の電気代は特別高圧契約分を除く低圧・高圧契約分が対象。